

冷泉家本『明月記』天福元年十月記仮名書き記事読解稿 —定家と真名・仮名とをめぐる一試論—

藤川功和

序

藤原定家の家記「明月記」が、他の公家日記と比して特徴的である点の一つに、ある期間の記事について、各条を仮名で記述している事象があげられる⁽¹⁾。現存する記事では、建暦元年（一二一一年・定家五十歳）十一月十六日条から十二月二十七日条まで、断続的に仮名で記述されている。また、天福元年（一一三三・定家七十二歳）

十月十一日条末尾から、十三日条の冒頭数行分までが、やはり仮名で記述されている。

前掲二例の仮名書き記事は、いずれも自筆本が存し、建暦元年十一月十一月記は、冷泉家時雨亭叢書第三卷（平成10年 朝日新聞社）に、天福元年十月記は、同第五卷（平成15年）にそれぞれ影印掲載されていて、容易に本文を確認できる。「明月記」は、明治四十四年に国書刊行会から活字本が刊行されているが、同本では、冷泉家

本公開以前であった為に、底本には主に写本が用いられている⁽²⁾。時雨亭叢書全五巻の影印刊行がなされた今、自筆本を十全に活用し、従来の活字本との異同を踏まえて、再度「明月記」を精読する必要がある⁽³⁾。

本稿では、「明月記」の一特質と思しい、二つの仮名書き記事の内、天福元年記について、自筆本で本文を確認しつつ、改めて得られる知見を述べてみたい。

一 冷泉家本『明月記』

天福元年十月記仮名書き記事翻刻

（資料1）に、冷泉家本「明月記」天福元年十月十一日条から十三日条の翻字本文を示した。定家は、前年正月三十日に、待望の権中納言に任じられ、同年十二月に官を辞している。また、この頃は、「新勅撰和歌集」編纂作業に勤しむ一方で、精力的に古典書写

活動を行つており、多忙な日々を送つていた。

さて、十一日条は、記事の大半を占める真名書きの部分に、定家の出家の様が記述されている。略述すると、子息為家や、定家に先立つて九月二十三日に出家を遂げた娘の民部卿の立ち会いのもと、興心房を戒師として髪を剃つた事、また、出家の儀が一通り済んだ後に、為家を以て九条道家・教実父子らに出家の報が伝えられた事等が、記されている。そして仮名書きは、出家に関する記事が終わった直後から現れる。

(資料1) 冷泉家本【明月記】天福元年十月十一日十二日十三日条

十一日壬午、夜月明、自曉俄甚雨、已後休、

辰時許洗頭、午時興心房來給、金吾、新禪尼

來会、先是着狩衣奉謁、依命拜父母墓

天地、又奉拜氏社國皇子、取衣帽分左右

髪、先是被授要文、戒師剃頂給、次静俊

剃左頭了以溫、次剃右、予先奉触戒師、

寛弘八年行成卿記、出家人先可剃鬚由

有所見、今用來之儀如何、雖有其說、多

只先剃髪、後剃鬚由被命、頭剃了、次

剃鬚、次入東面着衣帰出南面、戒師

取袈裟、誦文被授、戴之奉返、三度如此、

次着之參仏前、戒師着礼盤被授戒了、

如形奉布施賢良桑絶五疋 入細糧 小餽了帰給、

以金吾令申禪閣、大殿、下、夕帰采、各示被感仰、禪閣被送賜頭剃苦、よモにしに火あり、かはたうのみなみ、一條の

きたときく、てんはる、まらうとのあつまる、うるさ、に、物まうてのよしをいひてかとをあけす、いんゑんほういん、

兵部卿、左京權大夫かとにきてとはる、

みなあはす、

十三日きのえさる、てんはる、

ゆきよしのあそん、なかまさ、なかみつ、

又きとふらふ、かしらさむくてえあはす、

ともむね、あかもんあんの御いのりのまつりの

こと、きのふけふいひをこせらる、けん

しやくにさだすへきよしいふ、きうふんの

けちえん經のこと、たかつき、よモみけうそ

あり、けん尺おなしくさだす、

金光明經功德天品也、三枚歟、

入夜京極中将實持朝臣被來問、着袴相謁、

夜前深更自伊呂代還御本殿、剣璽役

如前、先有御禊云々、

例毎日 金告示送、昨日御仏供養大般若著服令參給、
雅贊朝臣 御供養事以後令參院給、
御共、内大臣 卷櫻直衣、経通、伊平、家光、
供養也

基保、為家、公長、經時卿、

今日經來布、為家、資頼東帶、師季、

院御沙汰五七日、七僧法会定、両卿東帶云々、

昨日殿上人無人、今日実蔵、家定中村、範氏、

御懺法昨日一人參、今日藤中納言、経時、有親、

中将帰後、雨降、終夜不止、

※□は虫損を表し、□の右傍(一)内に活字本を参照した上での本文の推定を示した。

では、十一日条末尾から十三日条冒頭数行の仮名書き記事について、活字本との異同に留意しつつ、粗々読解してみよう。

まず、十一日条末尾傍線①だが、活字本のみ「革堂」の割り注がみえる。革堂は、寛弘元年(1004)に僧円円によって一条油小路に創立された天台宗寺院の別称である。自筆本では割り注はみられず、後世に自筆本を書写した者が、「革堂」と注記し、後に本文化したものと推測される。

【冷泉家本「明月記」天福元年十月記仮名書き記事校異】

冷泉家本—国書刊行会本	冷泉家本—国書刊行会本
①かはたう—かはたう革堂	⑥まつり—ま所
②あつまる、うるさ、に	⑦けちえん経—けちえん程
③なかまさ—なりまさ	⑧たかつき—たるべき
④きとふらふ—きてとぶらふ	⑨よへ—よし
⑤あかもんふん—あまもんふん	⑩けん尺—けん見

次の十一日条冒頭には、出家の報を聞き次々に来訪した人々に対して、定家が「物まうてのよしをいひ」て面会しなかつた由が記されている。これら來訪者の内、人名が記述されているのは三名。「いんあんほういん」は、僧印円で、定家の兄成家の息(明月記)建暦二年十二月二十六日条)。「兵部卿」は、藤原成実。父は親実。成親の孫で、後堀河天皇の乳母成子の甥にあたる。定家に和歌を学んでおり、【新勅撰和歌集】には三首入集。「左京権大夫」は、定家のであり、【新勅撰和歌集】には三首入集。その内、「ゆきよしのあそん」は藤原行能。彼は、世尊寺流の異父兄隆信の子息藤原信実で、定家の連歌会の常連でもあつた。

続いて、十三日条冒頭だが、前日に統いて出家を訪う人々がみえる。その内、「ゆきよしのあそん」は藤原行能。彼は、世尊寺流の能書であり、寛喜二年八月一四日の連歌尼の経供養においては、願文の清書を行つてゐる。また、傍線③「なかまさ」は、橘長政で、

嘉禄元年以降、しばしば定家のもとに入りし、連歌会の常連でもあつた。さらに、「なかもつ」は、西園寺公經の家司藤原永光を指す。公經は、定家妻の弟で、定家の息為家を猶子としており、永光は公經の命を受け、来訪したものであろう。

次に、記事は、藤原基家女北白河院陳子の持病の祈祷に関する話題に移る。その内、「ともむね」は、陳子女安嘉門院の院司平知宗を指し（【明月記】寛喜三年二月二十九日条）、傍線⁽⁵⁾の「あかもんふん」⁽⁴⁾は、安嘉門院（あんかもんいん）の撥音「ん」の無表記と考えられる。

さらに、記事は、「きょうふん」（旧院）、つまり九月十八日に皇子を死産の後急死した後堀河天皇の中宮、藻壁門院の結縁経に関する御教書の到来へと移る。御教書を伝えたのは、傍線⁽⁸⁾「たかつき」すなわち藤原高嗣で、それを受け、直接沙汰をした傍線⁽¹⁰⁾「けん尺」は、既に同日条に登場した定家の家司賢寂を指す。賢寂は法名で（もと忠弘）、彼は嘉禄頃に出家を遂げた（【明月記】嘉禄元年正月十日条）。「けん尺」は、賢寂（けんしやく）の宛字である。ここまでが、仮名書きの部分で、以下、藻壁門院の結縁経の詳細や、旧院仏事に関する記事等は、全て真名で記述されているのである。

一一 日条の執筆過程

以上、自筆本を用いて、仮名書き記事を再確認した。傍線⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁸⁾

⑩の如く、従来の人物比定に訂正を求める箇所が少なくない。

ところで、当該記事を含む冷泉家本天福元年九月十月十一月記一巻は、字句の訂正や推敲の痕跡等から、日々の日乗を記した所謂原本を、後に清書したものであることが既に指摘されている。⁽⁷⁾この事を念頭に置いた上で、今一度仮名書き記事の起点をみてみよう。十一月条の仮名書き部分は、最終部の都での火災の話題のみに限られおり、やや唐突な印象を与える。

ここで注目されるのが、十一月条末尾に記された火災が、十一月の「よる」に生じている点である。天福元年記が、清書本であることは、先述した通りだが、そもそも火災の記事は、原本の段階では、いつ、どのように記述されたのであろうか。そのことを考へる上で示唆を与えてくれるのが、冷泉家本の原本系統の巻々である。これら原本系統の【明月記】を概観すると、夜間に発生した出来事や、定家自身が現場に居合わせなかつた事柄について、後日纏めて補入、追加している事例が散見する。⁽⁸⁾その内、天福元年記と同じく仮名書き記事のみえる建暦元年十一月十一月記に注目してみよう。（資料2）冷泉家本【明月記】建暦元年十二月二十二日条（21紙／22紙）

廿二日

あめゆきひつしきるの時はれたり
けふは四条との、御ほうしなり

かけ物「かさねよしとみのさう

まいらす人なきよしかたはらより

きけとはらのいたければまいらす

旧院御仏事不參
後聞能季卿一人云々

廿三日 雪霏々

少将依南山還御參稻荷云々後聞布衣

南山還御少將參稻荷事
殿上人三人參隆仲朝臣時房為家 紅袴衣

旧院右金吾称沐浴由借車退出九条（後略）

（資料3）冷泉家本「明月記」建暦元年十一月二十五日条（13紙）

廿五日

ゆき二すんはかりつもりたりけふの日は
うらへりんしのまつり

廿六日

ひつしの時にれいのところへ
まいる九条の大納言殿まいらせ給
けさんのついてにこの御ほうし（後略）

（資料2）をみると、仮名で記述されている十一月二十一日条の、最終行のみ「後聞能季卿一人云々」と真名書きされ、以下若干の余白の後、二十三日条は、真名で記述されていることが確認できる。⁽⁹⁾二十二日条最終行の真名書き部分は、四条殿で行われた仏事に参上した者に関する情報で、定家自身はこの日「はらのいたければまいらす」と、不参しており、四条殿に誰が参上したのかという情報は、「後聞」と後日入手したものである。ここで注目されるのが、二十三日条との間の余白である。例えば、（資料3）に示した同じ巻の十一月二十五日条でも「りんしのまつり」の後に数行分の余白が設けられている。おそらく、定家は、賀茂臨時祭に関する詳細な情報報を後日書き留めるべく、余白を設けておいたが、結局書くべき情報を入手しなかつたために、そのまま余白として残ったのであろう。このような例から、（資料2）にみえる余白が生じた経緯を辿ると以下のようになろう。即ち、定家は、自身が仏事に不参したために、後日仏事の詳細を記述しようと数行分の余白を設け、二十三日条を記述した。その後、二十二日の四条殿での仏事には、藤原能季人が参った由を聞き余白に書き加えた。その際、二十三日や二十 四日を、真名で記述していた定家は、二十二日の補入記事も「後聞能季卿一人云々」と真名で記述した。補入は、当初予想した程の情報量ではなかつたので、若干の余白がそのまま残つた。

そこで、以上の推定を踏まえた上で、天福元年十月十一日条末尾

の記述過程を改めて考えると、現在清書本にみえる火災の記事は、十一日の話題ではあるが、原本の段階で最初に日記に記されたのは、十二日条が記された後であつた可能性がみえてくるのである。即ち、定家は、まず十一日条の出家儀までを従来の真名で記述した。明けて十二日。この日を仮名で記す意図のあつた定家は、まず十二日条を仮名で記述した。その後、前日の火災の情報を新たに得た（乃至は、火災の情報自体は、十一日に得ていたが、得た時点では既に十一日条を記述し終えていた為に、翌日に記すことにして）いて、既に十一日条を記述し終えていた（¹⁹）。

そこで、すでに記述した十一日条と十二日条との行間に、火災の記事を補入しようとした。その際、定家は既に十二日条を仮名で記していたので、火災の記事についても仮名で記述した。その後、十一日条の火災の記事は、清書時も、もはや真名書きに変換されることなく、原本通りに清書され、現在のように、同日条に二つの文体が混在する形となつた。

そして、このように考えると、定家は、単なる思いつきで十一日条の末尾から突然仮名で記述したのではなく、当初より十二日条から仮名で記そうとしていた可能性が浮上してくるのである。

三 建暦元年十一月十一月記の記述スタイルとの比較

ところで、本稿で問題にしている天福元年の仮名書き記事の各条

冒頭は、いずれも「十二日、みつのとのひつし、てんはる」「十三日、きのえさる、てんはる」と、当該卷の他の真名書き部分と同様の記述スタイル（日付→干支→天候）に統一されている。当該卷が清書本であることは既に述べたが、「定家自身」「少将から中将となつて朝廷の公事に活躍」した時期の清書本系統が、「もとは毎日の日付と天気だけでも書いていた日記から、そして意味のない天気や日付そのものを無駄な部分と考へ、敢えて省略」されているのに対し、当該卷を含む「嘉禄元年記以降は」「日記の日付からほば半年以内には清書を済まし」「日付や天気は必ず記し、およそ寛喜元年記からは必ず毎日十支も書き入れる」ようになっている。

では、（日付→干支→天候）という記述スタイルは、「明月記」の仮名書き記事において、終始一貫したものであつたのであろうか。そのことを検証するべく、「明月記」中で同じく仮名で記述された建暦元年十一月十一月記の各条冒頭の記述スタイルと比較してみよう。

次頁に、建暦元年十一月十二月記の各条冒頭の記述を一覧表にした。表中、まず十一月記に注目すると、真名で書かれた十一月一日から十六日までは、日付→天候と記述された後で、その日の具体的な出来事が記されている。一方、仮名書きに移った十一月十七日からは、一転して日付の直後からすぐにその日の出来事が記述されており、わずかに二十五日条と三十日条のみ例外的に、日付の直後に天候が記述されているのである。さらに興味深いことに、十二月記

【建暦元年十一月十二月記各条冒頭部記述一覧】

				冒頭部本文																日付		
				真名／仮名								天気								干支		
				真名／仮名								天気								干支		
				有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	1
仮	仮	仮	仮	仮	仮	仮	仮	仮	仮	仮	仮	名	明注 ²	不	仮	眞	眞	眞	眞	眞	眞	眞
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
卅日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	
廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	
廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	
廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	
廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	
廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	
廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	
廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	
廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一	
廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿	
廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	廿	1	

◎本表は、治泉家時雨草書「明月記」三を元に作成した。但し、十一月一日から同日正月までには、同書に記事が見られないが、「明月記研究」8号（平成15年12月）所収「明月記」

（建暦元年十一月・十二月）を読む」を用いた。（）は割り注きを示し、天候・干支には、細掛けを施した。

（※1）記述されている文様順を示した。「眞名／仮名」とあれば、同日条に二つの文体が混在し、なつかしことく書きの後に仮名書きで記述があることを示す。

（※2）十一月十八日条は「十八日」と付のみあり。

（※3）十二月十九日条前に「相當嘗驗品 可謂重復」とみえ、十八日条の一部と推測される。

になると、天候の記述の様相は一変する。即ち、真名書き、仮名書きの区別なく、ほぼ一定して、日付→天候の記述スタイルで統一されているのである。では、約二ヶ月に渡る真名書き・仮名書きの混在した卷における各条冒頭の記述スタイルの変遷の要因を、どのように考えればいいのであらうか。

そこで、当該卷と同じ性質の卷における各条冒頭の記述スタイルをまずは確認しておこう。尾上陽介氏の「明月記」原本の構成表によると、建暦元年十一月十二月記は、「界線なし・紙背文書あり」

のC分類で、清書前の所謂原本系統に属する。そこで、さらに尾上氏の分類表を参考にC分類についてみてみると、当該卷のように日付が連続していくなおかつ天気の記述が欠けている卷は、C分類全三十三卷中、当該卷を除けば、①建久九年（一一九八）二月記断簡

（日付連続・天気少欠・干支少有）、②建仁元年（一二〇一）四月五
月記断簡（日付連続・天気少欠・干支無）、③建仁元年十月記（三
井文庫所蔵・日付連続・天気少欠・干支無）、④建保元年（一二一
三）八月九月閏九月記（時雨亭叢書「明月記」三所収・日付連続・
天気少欠・干支無）の、わずか四卷である。

この内、影印等で確認できる③④の二卷をみると、天気の記述が欠けているのは、「廿七日早朝道之間雜物悉以水洗之」（建仁元年十
月二十七日条）〔十七日〕（建暦三年（建保元年）九月十七日条）
と、各卷に一例存するのみなのである。また、原本未調査の二卷の

内、①建久九年二月記に関しては、活字本で確認すると、「廿日、任大臣兼宣旨之由兼風聞」と、やはり一例のみ存した。

さらに、②建仁元年四月五月記断簡の内、以下の四箇所に関して

は、尾上氏「明月記」原本及び原本断簡一覧稿」（明月記研究

7号 平成14年12月）を参照した上で、写真掲載や翻刻によつて本

文を確認した。その結果を示す。

〔I〕四月二十二日前欠→四月二十三日後欠（写真掲載、小松茂美氏著「日本書流全史」下〔講談社 昭和45年〕図版一三二）には、「廿三日 天晴」とみえる。

〔II〕四月二十四日→四月二十六日後欠カ（写真掲載、時雨亭叢書「明月記」一所収）には、「廿四日 天晴」「廿五日 天晴」「廿六日 天晴」とみえる。

〔III〕四月二十七日→四月二十九日後欠カ（翻刻、石田修一氏「自筆本明月記一断簡の年紀について」、『日本史研究』六号（昭和22年11月））には、「廿七日 天陰晴」「廿八日 雨降」「廿九日 天晴」とみえる。

〔IV〕五月十日→五月十三日（翻刻、高橋典幸氏「明月記」建仁元年五月記断簡紹介）、「明月記研究」4号（平成11年11月）所収には、「十日 天晴」「十一日 天陰雨降」「十二日」「十三日 依皆漸經營、不出仕」とみえる。

以上、建仁元年四月五月記断簡においては、現在のところ、「IV」

二重傍線の如く、二例天候の欠落を確認し得た。

このように、建暦元年十一月十二月記と同じ原本C分類中、日付が連続しながら天候の記述を大きく欠いている。卷は、当該卷に限られるのである。逆に言えば、当該卷において天気の記述が大きく欠落している要因は、この卷の特殊性—すなわち仮名書き記事を多く含んでいるからという可能性が極めて高いと思われるのである。

また、天候の欠落が、殆ど十一月記に集中している点から、当該卷の記述スタイルの変遷は、定家自身無意識の所産であり、仮名で日記を記すことに日を追つて慣れていくに随つて、徐々に本来の日記としての体裁、即ち真名書きの定型スタイル（日付→天候）に接近していくものと推測されるのである。そして、建暦元年の仮名書き記事と比較すると、真名書きの定型スタイルを踏襲している天福元年の仮名書き記事は、他の真名書きの日記と同様の意識のもと、記述されていることが確認できよう。⁽¹³⁾

四 仮名書き記事の筆致

天福元年記の仮名書き記事は、定家出家直後の十二日条から意図的に記述されていた可能性があること、また、各条冒頭の記述スタイルに注目し、真名書きと同様の定型スタイルが踏襲されていることを確認した。真名書きと同様の意識のもと、日記として記述する志向があつたにも拘わらず、なぜ、定家は、出家直後の二日分の記

事をわざわざ真名から仮名に換えて記し、そして、また、すぐに真名書きに戻つたのであるうか。本稿では特に、仮名書き記事にみえる表現に注目することによって、この問題に迫つてみたい。その端緒として、現存する仮名書き記事の初見である建暦元年記を例に、仮名書き記事の表現を、真名書き記事と対比させつつ、考察してみよう。

十一月十六日以降の記事内容をみると、真名書き記事と仮名書き記事に共通して記述されている事項の一つに旧院（春華門院）仏事に関する話題があげられる。そこで、まずは旧院仏事に関する真名書き、仮名書き双方の記述を見比べてみよう。

（資料4）建暦元年十一月二十二日条

廿二日、ひつしの時にはういてまいる、人ひとりなし、しは
しありて、ふ行まいりて、そつもよをして、ことはしむ、たう
しかねそん、かむたちめとて、ひとりゐたり、ことはて、ま
きたるきぬひとつ、かつけ物、かはりとて、くら人てなかす、
とりて、さにかへりるる、きよすゑ、むねちか、ありのり、と
も／＼にふせはこふへきに、れいしはしまる、よみはてぬさき
に、み、せの風たへかたければ、たちてにけぬ、（後略）

（資料5）建暦元年十一月十九日条（（）は割り注、以下同じ）

十九日、天晴、著直衣參旧院、能季卿參入、今日被供養結縁
經、（長範）、秉燭以後事了、先引例布施云々、導師（被物）、

裏物、能季卿取之、請僧へ裏物、已上殿上人取、次引捧物、
有錦被物、予取之、即退出、人々大略被物（或平絹）、少々水
精念珠、菩提子念珠、又有風流物等一両、（後略）
二重傍線の如く、仏事への参上から始まって、導師や布施等仏事
の詳述、そして退出という記述の流れは、仮名書きと真名書きとで
ほぼ均質といえよう。また、ほぼ同内容を記述するのに、仮名書き
の方が分量的にやや多い傾向にある。その要因としては、例えば真
名書きで「家衡」とするところを、仮名書きの場合「いゑひら」と
なる事等も関係していよう。また、人名に関連して、（資料4）の
太線「かねそん」の場合、真名書きなら「兼尊」と表記するだけで
問題はないが、仮名書きの場合、音読みのままなら「けんそん」と
なり、同じ園城寺僧の顯尊（けんそん）と混同する可能性が生じる
為、敢えて「兼」を訓読みして区別するといった処理が施されてい
る。些末な事だが、こういった点も日々日記を継続していく場合に
は、真名書きの方に利があるようと思われる。

（資料6）建暦元年十二月九日条

九日、つとめてゆきかる、こきたのまん所の御き日なればと
て、きしうもんのゐんへまいる、大納言殿にけさんす、ひつし
の時はかり、月ことのさりかうはて、御き日の仏くやはし
まる、しやうそう六人、ほけうすんゐんらいはんにのほりてせ
経す、このほと大納言殿、よしゑ、三人さにゐたるほどに、

山風ふきおろしてたへかたし、みなたちてすみへ／＼にけぬ、
すけいゑと物がたりしてゐたるほどに、はやく日くれて月いて
ぬ、すんゐんなを物いひてゐたりけなり、よく物にこゝろえぬ
そsuchかな、からくしてあふきうけ給はりぬ、といふときくほど
に、はらりとたちて、れいしをよむ、たへかたければ、ついた
ちてにけてきぬ、かは風さむみちとりなく、風のさむさたへか
たし、かへりてわな、きて、きちひのみてねぬ、（後略）

（資料7）嘉禄二年十二月九日条

九日、霜凝天晴、未一点參宜秋門院、女房云、今日人一人不
參、殊有其忠懃云々、不經程導師房經律師（法眼）參云々、即
被始請僧二口（講袈裟鈍衣）、繪像阿弥陀（文殊、弥勒）、三尊
法華經一部事了、予取布施（被物）、裏物色々一結、請僧裏
物兼教（奉行四度取之）、日入退出、窮屈直帰家、月在衣、
建仁元年に亡くなつた故兼実室の忌日供養の記事である。二重傍
線の如く、訪問先や導師等に関する記述は、両者に見られる。一方
で、仮名書きでは、破綻部の如く、訪問の目的まで記述されている
が、真名書きでは、自明の事であったからか、訪問の目的について
の記述は見えない。また、真名書きでは、太線部の如く、請僧の着
衣や絵像に関する情報などがさらに細かく記述されているのに対し
て、仮名書きでは、この日の寒風の様に記述量が傾いており、同じ
仏事の記事としての情報量は、真名書きの方が多いものと思われる。

(資料6) の場合、或いは寒風の為に詳細を記述する余裕が定家になかつたのかもしれないが、ここではむしろ真名書きであれば「難耐寒風」と記述すれば事足りる事象を、「かは風さむみちとりなぐ」等、古歌を交えて繰り返し叙述している点に注目したい。また、「かへりてわなゝきで、きちひのみてねぬ」と、寒さに震える自身の姿を、ある種の滑稽味を交えて表現していることも看過できない。

(資料8) 建暦元年十一月二十日条

廿日、ふゆのひみしかくて、つくづくなによくとなくしてくれぬ、
かくへきことひとつなし、女ゐんの御ことはおなし御こと、そ
きく、

(資料8) では、日記に記述するべき事柄が何もなく一日が終わつてしまつたという叙述がみえる。建暦元年十一月記に至るまでの

【明月記】を概観すると、何事もなく一日が暮れたという記述は、「十八日、天晴、不出仕」(建久三年三月十八日条)、「廿四日、雨降、不出行」(建久三年四月二十四日条)、「廿七日、天晴、蟄居冷泉」(建仁二年三月二十七日条)、「廿四日、天晴、不出門戸」(元久元年四月二十四日条)、「十四日、天晴、平臥、不聞世事」(元久元年十一月十四日条)、「十七日、天晴、蟄居」(元久二年三月十七日条)、「廿三日、不出行」(建永二年六月二十三日条)、「八日、天晴、曇陰雨灑、不出行」(承元二年正月八日条)、「廿四日、天晴、不出

行」(承元二年四月二十四日条)等、散見するが、そこには、終日無事という事実のみが綴られているのであり、当該記事の「つくづくなによくとなくしてくれぬ、かくへきことひとつなし」の如く、無為に一日が暮れていく中での自身の姿をいわば自嘲的に叙述する姿勢は、当該記事に特殊なものと指摘できよう。^[15]

以上、極めて粗雑であるが、真名書きと仮名書きの記事を比較検討した結果を、箇条書きにする。

①真名書き、仮名書き共に、基本的な記事内容に差異はない。但し、同様の事柄を記述する場合であつても、仮名書きの方が物理的な理由から分量的に多くなる傾向にある。

②仮名書きで人名を記述する際には、同音の人名について、「かねそん」の如く、訓読みを交えて区別をする等の処理が必要な場合がある。

③(資料6) の如く、仮名書きにおいては、古歌を踏まえたり、滑稽味を読みとることのできる表現が目に付く。

④その他、仮名書きでは、(資料8) の如く、無為に一日を過ごした自身の姿を本文に定着させるといった、真名書きでは見えない叙述がまま見える。

①②から、長期間日記を記述していく際には、物理的な面から真名書きの方に若干利があると言えよう。また、③④からは、仮名に「藝」としての要素を見いだせようか。その際、「定家は奥書付加

に際して、かなを使用していない」と、対社会的に「家」の財産であった写本の奥書きに関して、定家は一貫して真名書きを用いているという指摘が思い合わされる。⁽¹⁵⁾

このような点を踏まえた上で、天福元年の仮名書き記事の終結部を今一度みてみよう。仮名で記述されるのは、旧院の結縁経について、賢寂に沙汰をさせる所までである。十三日条のここまででの記事は、定家邸への来訪者や、安嘉門院や旧院仏事に関する定家への問い合わせとその対応で、「けんしやくにさたすへき」「けん尺おなし」と具体的な内容の明示はないまま、賢寂を通して解決した由が記述されている。つまり、ここまでは、定家邸—〈内〉で解決した出来事が記述されているのである。

それに対して、「金光明經功德天品也」以下は、より具体的な情報が記述され、さらに話題は、夜になつて定家邸を訪れた藤原實持や為家からもたらされた倚廬代や昨日からの仏事の参加者といった、定家邸から離れた—〈外〉に関する話題に移つてゐるのである。このような点から鑑みると、定家は、私事から離れた話題に移る時点で、真名書きに戻つたのではないだろうか。

結 定家と真名と仮名

定家が、わざわざ出家直後の十二日条から意図的に仮名で記述した要因は、「(定家の・稿者注)出家が娘の出家を契機にしてなされ

たこと」から「かつて仮名書きの日記(建暦元年十一月十二月記の仮名書き記事を指す・稿者注)を娘にあだえたことを思い出し」た為であつたのかもしれないし、或いは、昔て堀田善衛氏が「出家遁世と、平仮名書きとは何か関係があるものなのであろうか」と示唆された如く、俗世を離れたことを、長年官人として用いてきた真名から仮名へ突然変えることによつて表現しようとしたのかもしれない。

憶測は、様々成り立つが、天福元年記の仮名書き記事が僅か二日で終わっている点を考えると、これらの仮名書きは、出家直後の一時的な試みであつたと思しい。建暦元年記において、多くの仮名書き記事が記述されている事から、定家は仮名で日記を記述し続ける能力はおそらくあつたであろう。しかしながら、本稿で検討した如く、自身の見聞きした多くの情報を出来るだけ簡潔に記述する際には、真名書きの方がより適当であつたと思われる。

また、本稿では、検討を十分に行つていながら、定家のなかに、〈真名—晴 仮名—麿〉という意識があつたのではないだろうか。例えば、「明月記」を概観すると、「又天王寺舍利如鱗介ハヒアリキ給」(建久七年四月十七日条)「内弁宣云、ト子メセ」(建久九年正月七日条)等、真名書きの中に仮名を混用している例は散見するが、記事全体を仮名で書く事例は、冒頭で述べた如く、現存する記事に於いては、建暦元年記と天福元年記のみに限られている。また、仮名を十全に利用した感のある著名な元久元年十一月三十日条

の所謂俊成臨終記においても、仮名書き部分は、①「其詞めてたき物かな、猶えもいはぬ物かな」②「おもしろいものかな」③「しぬへくおほゆ」④「常よりも苦御歟」⑤「さらは念佛して極樂へまいらむと思食せ」⑥「又申云、かきおこされむとや思食」⑦「自仰云、いたきおこせ」⑧「延寿御前、あの御顔のとありつれハ」⑨「事外くるしけニ見えつれハ」⑩「灯ヲ御枕ニともして」と、⑨⑩の二例を除いて、俊成と健御前及び延寿御前の発話内容に限られてゐる。つまり、「明月記」における仮名の使用は、基本的には、他の古記録と同様、真名文の「文章様式では表現し得ない精細な叙述を必要とする場合、かかるべき漢字表記の定着していない語の表記に多く用いられた方法」を踏襲しているのである。

天福元年の仮名書き記事で、定家は、出家を遂げた後、誰とも面会しない自身の姿を、「かしらさむく、てえあはす」と自嘲氣味に表現している。そこには、滑稽といった要素も読みとつてよいのかもしれないが、このような筆致は、先に確認した如く、建暦元年記の仮名書き記事にも通底するものであり、定家が敢えて出家直後の自身を仮名書きで表現しようとした意図も、或いはその辺に潜んでいるのかもしれない。

(注)

(1) 五味文彦氏「中世の日記の特質」〔日記に中世を読む〕所収。平成10年
吉川弘文館 参照。

(2) 辻彌三郎氏校訂により、新たに自筆本や古写本を底本とした活字本が史料纂集期外として刊行されつつあるが（第一巻、昭和46年 続群書類從完成巻）、未完結である。

(3) 近年では、明月記研究会編、雑誌「明月記研究」1～8号（平成8年11月～平成15年12月）所収の一連の注釈作業において、多く自筆本が底本として用いられている。

(4) 稲村榮氏著「訓注明月記」（平成14年 松江今井書店）では、「あまもんふん」（同書は、国書刊行会本を底本としている）の頭注に、「尼門院」は北白河院。その持病（十日条既出）の祈祷の料の献進を催されたものであろう」とみえる。

(5) 国書刊行会本「けちあん程」に関しては、稻村氏前掲（4）著書で、「けちあん程」はあるいは「結縁経」の誤りかとの推定がある。

(6) 「明月記」寛喜二年十月二十一日条の除日の聞書に、「中宮權大進藤高嗣」とみえる。時の中宮藤原尊子は、貞永二年（天福元年）四月三日に院号宣下を受けた（藻壁門院）。なお、高嗣は仁治二年（一一四一）に定嗣と改名（公卿補任）仁治三年卒。

(7) 尾上陽介氏「明月記」原本の構成と藤原定家の日記筆録意識」（明月記研究）5号 平成12年11月 参照。なお、尾上氏論文では、時雨亭叢書第五巻が未刊であつたため、天福元年九月十月記の料紙や表記等の考察については、山本信吉氏「藤原定家の筆跡について—『明月記』自筆本を中心に—」〔國華〕一二三九号 平成11年1月 所収「明月記」自筆本（巻子本）目録 及び諸写本を参照されている。

(8) 例えば、時雨亭叢書第三巻所収建暦元年十一月記16紙には、「ゐならひたくもおほえす」の後から字を小さしくして、「さるの時ニかやるん殿、むまはと□やく、つけたりける火なり、あさまし、よるひとりの大殿へまいりて、くつぬきにてけさんす」と、院御所の馬場殿の放火に関する

情報や、夜間に左大臣藤原良輔の許に參上した記事が、六日条との行間に補入されている。

また、同じく時雨亭叢書第三卷所収建暦三年十一月記26紙には、「午時許乾方有火」と、日中に生じた火災に関して、「夜半許」りの「姉小路西洞院辺焼亡」まで記述されている。当該例では、翌日条まで本文が食い込む形で記述されているのみならず、翌日条との記事の区別を明確にするべく、両日条との境界で線引きがなされており、これも後日情報を得た段階で、記事の余白に情報を補入した為の処理の痕跡とみなすことができよう。藤川「自筆本『明月記』の記事作成過程」（広島大学大学院文学研究科論集）第六二巻 平成14年12月、尾上氏「中世の日記の世界」（平成15年 山川出版社）③日記を書くことの意味 清書された「家記」参照。（9）建暦元年十一月十二月記には、この他二例真名書きと仮名書きが同日条に混在している例が確認できる（別表参照）。この内、十一月十六日条は、仮名書き記事の起点であるが、時雨亭叢書当該巻7紙をみると、真名書きと仮名書きとの間に一行分余白が設けられている。補入の為に余白を設ける必要性が特に見いだせないことから、或いは真名書きと仮名書きとの境界の意味合いを持つものとも考えられる。

(10) 尾上氏前掲（7）論文。

(11) 尾上氏前掲（7）論文。

(12) 建暦元年十月記については、三井文庫「開館三周年記念館蔵名品展図録

（美術工芸品）（昭和62年）参照。

(13) 五味氏は、「明月記の史料学」（平成12年 青史出版）（第一明月記の史料学一「明月記」の書写とその利用5仮名の日記）の中で、建暦元年記の仮名書き記事の執筆動機について、「仮名で記したのは春華門院の葬送とともになつて籠居していた時期で」あると指摘された上で、定家の「娘（民部卿・稿者注）に仮名の日記の付け方を教えるために書いたもの」と

比定された。なお、定家の姉健御前によつて記された「たまきはる」をみると、「六月廿六日の夕つ方、あからさまに參りて」【28】新大系の章段番号、以下同じ】「七月七日、堪えがたく暑きに」【29】「九日ぞ、人／出だし立てしかば】【29】「嘉慶元年と言ひし四月にや、朝覲の行幸の日は」【47】「承安四年、今様とかや】【48】と、【29】の一例を除いて、日付→天候という記述スタイルは殆どみられない。また、作品巻末では、春華門院との雪に関するエピソードがみえるが、これも雪そのものの記述というよりは、雪を契機として亡き春華門院を回想するという叙述である。当時の女房日記に於いて、日付→天候という記述スタイルが、必須の要件ではなくなるべく傍証となるうか。但し、「たまきはる」が、【明月記】の様な日次記ではなく、「部類記の形式を用いて回想した日記 文学作品」（新大系・三角洋一氏「たまきはる」解説二「内容と構成」）である点には注意が必要であろう。

(14) なお、天福元年十月記も含めた、尾上氏分類B（界線あり・紙背文書あたり）の清書本群中「嘉祥元年記以降」の「日記の日付からほぼ半年以内には清書を済まし、日付や天気は必ず記し、およそ寛喜元年記からは必ず毎日干支も書き入れるようになる」表記スタイルについて、尾上氏前掲（7）論文では、「今後の検討課題」としつつも、「あるいは、最晩年になつてようやく自分なりの日記の書き方を確立した姿なのかも知れない」との言及がある。

(15) この他「九日、天晴、閉門籠居、奉写経一巻」（建久三年三月九日条）、「廿九日、自曉雨降、終日陰、書旧記不知他事、今日事無音尤為吉」（建久九年正月二十九日条）、「廿九日、雨降、閉門籠居、只見旧史」（建永二年八月二十九日条）等、終日写経や読書をして一日を終えたという記事が散見する。

(16) 津本信博氏「孝標女の物語創作についてー「東級日記」の奥書きをめぐつ

て」（『国文学研究』昭和48年10月）参照。

(17) 五味氏前掲 (13) 著書参照。

(18) 『定家明月記私抄 続篇』（昭和63年 新潮社、後にちくま学芸文庫として刊行、平成8年 筑摩書房 定家出家、法名明静参照。）

(19) 峰岸明氏「変体漢文」（国語学叢書11 昭和61年 東京堂出版）第四章

変体漢文の表記第一節表記の諸相2仮名表記の機能参照。

※ 「明月記」本文は、冷泉家時雨亭叢書を用いた。但し、同叢書にみえない記事に関しては、国書刊行会本に拠った。引用文中の字体は、現行の活字体に改め、適宜、句読点、傍線、傍点等を私に付した。

〔付記1〕

本稿は、平成十五年八月三十日の明月記研究会における口頭発表をもとに構成したものである。席上、五味文彦先生をはじめ多くの方々から貴重な御助言を賜った。記して感謝申し上げる。

〔付記2〕

成稿後、藤本孝一氏「明月記」巻子本の姿（「日本の美術」45号 平成16年3月）が上梓された。その中で、藤本氏は、建暦元年十二月記15紙目の裏打紙の文書等を一例に、冷泉家本「明月記」が「清書前段階の荒い清書本である中書書であると想定」されている。本稿では、尾上氏の説により、建暦元年十一月十二月記を原本系統として、論を展開したが、今後、藤本氏の指摘も踏まえつつ、再考を期したい。